

第6号様式（第5の2関係）

議事概要

会議名	令和7年度第2回曾於警察署協議会
会議日時	令和7年10月29日（水）午後2時から午後3時55分まで
会議場所	曾於警察署 鹿児島県交通安全協会曾於地区協会会議室
出席者	1 警察署協議会 会長以下 7人 2 警察署 署長以下 8人

会議の概要

1 管内の治安情勢と警察署の取組状況について

2 疒問と答申（バッテリー盗難対策について）

（疎問）

当署管内では、田畠に獣よけとして設置されている電気柵のバッテリーが窃取される事案が

令和6年が6件（8月末から9月末までの間）

令和7年が8件（9月から10月までの間）

発生している。

現在、犯人の検挙に向けて鋭意捜査中であるが、盗難対策等について御意見をいただきたい。

（答申）

- ・設置場所の届出はないのか。
- ・安価なバッテリーを盗むのは割に合わないのではないか。
- ・バッテリーの寿命が短いのであれば、自分で使うために盗んでいるのではないか。
- ・取扱い業者が分かれれば、協力依頼をしてはどうか。
- ・簡単に盗まれないための対応をしてもらってはどうか。
- ・最近は数百円くらいのGPSもあるので、GPSを取り付けてはどうか。
- ・地域住民に見守ってもらうために、発生状況を広報してはどうか。
- ・発生期間がある程度限られているのであれば、その期間に広報してはどうか。
- ・地域を回る郵便配達員に通報依頼の協力を要請してはどうか。

3 意見・要望等及び回答

（1）児童生徒が、社会科見学や職場体験で曾於警察署を訪れる機会は年間どのくらいあるか。その際、どのような内容で対応しているのか、また、その子どもたちの中に就職先の一つとして県警を目指すような他の取組があれば聞かせてほしい。

（回答）

学校の児童生徒の社会科見学については、令和6年中が小学校6校（157人）、本年中は今後の予定も含めて、小学校8校（165人）を受け入れている。

社会科見学の内容としては、小学校3・4年生が対象であることが多く、先ほども警察署の活動として紹介したように

- ・警察官の仕事をわかりやすく紹介するDVDの視聴
- ・白バイやパトカーの見学
- ・質問に対する回答

などを実施している。

就職先の一つとして県警を目指すような取組についてであるが、本年2月に大隅中学校2年生の生徒（69人）に対して、職業講話を実施している。

県警の採用試験の競争率は、令和6年度の警察官A（大卒程度）が2.0倍、警察官B（高卒程度）が2.2倍で、本年度は、さらに受験者が減少している状況である。

県警では、採用説明会やオープンキャンパスによる採用活動のほか、ホームページでの募集活動や県外での採用イベントなども実施している。

当署においても、今後、地元の中学校・高校の生徒に対する採用活動を実施していきたいと考えている。

(2) 近年、携帯電話やSNSによる犯罪が増加している。また、誹謗中傷やありもしない事の書き込み等があるが、プライバシー保護に関する警察の取組みはあるか。

(回答)

誹謗中傷とは、一般に、人の悪口を言ったり根拠のない内容で人を貶めたりする行為全般を広く意味するものと承知している。

誹謗中傷や事実と異なる書き込み等は、個人に対するものであれば名誉毀損や侮辱罪が、企業等に対するものであれば、信用毀損や偽計業務妨害罪等の犯罪に抵触する可能性があるので、警察がこのような被害相談を受けた場合は、被害者等から被害届や告訴状を受理した上で、被疑者検挙に向けた捜査を実施している。

昨年、当署管内に居住する方のメールアドレス宛に脅迫メールが送信された事案があり、捜査の結果、福岡県内に居住する中学生の犯行と判明し、触法事案として児童相談所に通告を実施している。

また、携帯電話やSNSを利用する年齢層が若年化しており、中高生がこのようなSNSに絡む犯罪に巻き込まれる事案が増加していることを受け、当署において、生徒を対象とした情報モラル教室を開催し、この種事案の未然防止に努めているところである。

(3) 曽於市内各所に設置された交通標識について、時折黒く汚れた物や苔が張り付いた物、木々で隠れている物を見かけますが、メンテナンスはどのように行われているか。また、ボランティア等、市民が自主的に掃除していいのか。

(回答)

県警が管理している道路標識については、警察本部が定める管理要領を踏まえ、点検・補修等を実施しているところであり、具体的には、パトロール等の通常勤務を通じた常時点検に加え、年1回の定期点検、風水害の発生直後に実施する特別点検により、標識板や柱の損傷・汚損状況等を確認している。

御意見のとおり、管内において、苔等により汚損が生じた標識板や沿道の樹木により視認性が阻害されている道路標識があることは承知している。

損傷や著しい汚損等が認められるものについては、都度、警察本部の管理責任者に補修の上申を行っているが、緊急を要するものは、警察署の予算により緊急補修を実施しているところである。

また、沿道の樹木により視認性が阻害されているものについては、道路管理者等に情報提供を行い、枝木の伐採等を依頼しているところである。

なお、市民による自主的なメンテナンスに関する申し出については、大変ありがたい御意見ではあるが、警察署としては、損傷等が生じている道路標識を正確に把握し、その損傷状況はもちろん、標識板の反射材料の剥離の有無や柱の根元部分の腐食による転倒のおそれ等を確認する必要があるかと考えているので、そのような道路標識を見かけた場合は、警察署に情報提供をしていただきたい。

(4) 隣の都城市や鹿屋市で大麻所持の使用事件が相次いでいるが、曾於市で特に警戒する動きはあるか。

(回答)

携帯電話やSNSを利用した巧妙で簡便な取引方法の普及、インターネットなどによる様々な情報の入手の容易化など、数々の要因が相まって、大麻をはじめとした薬物犯罪が身近なものになっているのが実情である。

実際、当署においても、昨年10月に覚醒剤取締法違反の犯人を検挙しており、当署としては、都城で発生したから特に警戒するのではなく、常日頃から、薬物を使用している者が管内にいるとの認識で、職務質問を中心とした各種警察活動を通じて、薬物使用者の発見・検挙に努めているところである。

(5) 全国的に労働力不足により、外国人労働者が増えている。曾於市においても技能実習等により来日し、重要な労働力として非常に助けられている状況

である。

その一方で、生活習慣の違いなのか人家などで育てている果実を許可無くもぎ取るなどの声を聞くことがある。警察署としてそのような事案がどのくらい発生しているか、把握されているならお伺いしたい。

また、外国人技能実習生に対しての「防犯講話」を実施されているようであるが、どのような内容で実施しているか。

(回答)

全国と同様に曾於市内においても、技能実習や特定技能などでの居住外国人が年々増加している。

曾於市に居住する外国人の国籍は、ベトナム、インドネシア、フィリピンが多い状況である。

人家などで育てられている果実を許可無くもぎ取るなどの声について、警察への届出に至っていないものが多いと思われ、具体的な件数は把握できていないが、届出があったものの例として

道路脇の敷地になっていた柿の木をもぎ取られた
というものがある。

この事案については、近所に居住する外国人技能実習生であったことがわかり、「美味しそうに熟していたが、誰も収穫する様子がなかったので、取って食べた」とのことと、所有者の方は警察からの注意を希望され、警察から当該外国人技能実習生のほか、受入事業所に対して注意喚起を実施している。

こういった事例も含め、外国人技能実習生を受け入れている事業所等からの依頼や警察側からの事業所訪問により「防犯等の講話」を実施している。

講話の内容は、

自転車の乗車方法など交通安全に関する内容

玄関の施錠など防犯に関する内容

気象警報発表時の早期避難や備蓄など防災に関する内容

のほか、木になっている果物や畠の脇に置かれている野菜などを勝手に取らないこと、長期間、道路脇に放置されている自転車であっても盗難被害品であったり、所有者がいるので勝手に乗らないことなどについても注意喚起を実施している。

(6) 振り込め詐欺で、特に多い手口はどのようなものか。また、どのような人が狙われやすいか。

(回答)

委員の皆さんに配付している「うそ電話詐欺被害状況」と題する資料に基づき説明する。

令和7年中の鹿児島県内の発生状況を見ると、

○「オレオレ詐欺」

○「SNS型投資詐欺」、「SNS型ロマンス詐欺」

の発生件数及び被害額が特に多い状況である。

「オレオレ詐欺」とは、いわゆる「劇場型」と呼ばれるもので、子どもや孫などを装って、「事故を起こした」「痴漢で捕まつて示談金を払わないといけない」「会社のお金を紛失して弁償しないといけない」などと言ってお金を請求するのが代表的な手口である。

最近は、警察官を騙って電話をかけ、「あなたの口座が犯罪に使用されている」「逮捕状が出ている」などと言って不安を煽り、逮捕を免れるための保証金等を名目にお金を騙しとるといった警察官騙りのオレオレ詐欺が多発している状況である。

「架空請求詐欺」とは、「あなたの資産が凍結されているから解約手数料がいる」などと言ってお金を請求したり、最近は+（プラス）から始まる番号から電話をかけ「電話料金の未納があるため、電話が使えなくなる」などと言って未納代金名目でお金を請求するといった手口が増加している。

「SNS型投資詐欺」とは、投資すれば利益が得られるものと信じ込ませ、投資アプリ等に誘導するなどし、利益が出ているかのような偽の表示により安心感を与え、投資金名目や出金手数料名目でお金を騙し取る手口である。

「SNS型ロマンス詐欺」とは、恋愛感情や親近感を抱かせながら架空の事実を口実とし、交際の継続等を前提とした各種名目で、お金を騙し取る手口である。

どのような人が狙われやすいかという御質問であるが、振り込め詐欺というと、高齢の方が被害に遭いやすい印象があるかと思われるが、資料裏面の年代

別・男女別被害認知件数を見て分かるとおり、うそ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺のいずれも、65歳以上の被害より、65歳未満の被害件数が多い状況である。

年代別の被害件数や被害額については、50代の男性が被害件数、被害額いずれも最も多くなっている。

スマートフォンやSNSの普及により、誰もがスマートフォンを所持し、誰もがSNSを利用する時代であるので、誰もが詐欺被害に遭う可能性があることを認識することが大切かと思われる。

(7) 高齢の方が「最近は警察のなりすましも聞くので恐ろしいね」と言っていた。本物かどうか等の確認は、どのようにすれば良いか。自宅に来ることはあるか。

(回答)

巡回連絡や事件発生に伴う聞き込み等で、警察官が住民の自宅を訪問させていただくことは実際にある。

警察官が本物かどうか確認する方法であるが、不審に思ったときは、警察手帳の提示を求めてほしい。

また、警察官が住民の自宅や携帯電話に電話をかけることもあるが、そのときは架かってきた電話番号を確認してほしい。

警察署の代表電話は、末尾が110となる。

ただし、何らかの方法で、実在する警察の電話番号を表示して電話をかけることができるという話も聞くので、末尾が110だったとしても、怪しいと感じたときは、1回電話を切っていただき、警察署にかけ直すことをお勧めする。

(8) 昔の強盗は留守を狙っての犯行であったが、今は居るのが分かっての犯行で殺人事件になる事例が多いと思われる。どのような対策をされているか。

(回答)

昨年の夏頃から、関東地方を中心に、一般住宅や質屋に複数人で押し入り、被害者を縛るなどして現金等を奪うといった強盗事件が相次いで発生し、これら一連の強盗事件では、SNSで募集された実行犯が、指示役から匿名性の高い通信手段（テレグラム、S i g n a l等）により指示を受けて犯行に及ぶなど、グループの中核が匿名化され、末端の実行犯は「使い捨て」にされている実態が明らかとなっている。

警察ではこのような犯罪グループのことを「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、現在、全国の警察が総力を挙げて、この種グループの徹底検挙に努めているところである。

使い捨てとされる実行犯は、「高額報酬」、「即日即金」、「ホワイト案件」等をうたう、いわゆる「闇バイト」として集められており、中には運転免許証の画像を送信するなどした結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担させられる者がいるという状況である。

このような状況を踏まえ、警察としては、脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとしている者に対しては、犯罪に関わることがないよう呼びかけ、犯罪実行者募集グループに脅迫されている者は警察で保護する用意があることを幅広く広報しているところである。

また、この種事案の発生が深夜帯に多いことを踏まえ、深夜帯における住宅地周辺の警戒活動を重点的に実施するとともに、不審な動きをする車や人を発見した場合は、積極的な職務質問を実施するなどの対策を講じている。

(9) 自転車に乗る人の罰則が厳しくなったと聞いている。自転車に乗らない一般の人々にも知らせる啓蒙活動はどのように行われているか。

(回答)

近年では、自転車を取り巻く交通事故の情勢が非常に厳しく、また、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況がみられる。そのため、交通ルールについても、令和5年4月から自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務の対象拡大、令和6年11月から自転車の「走行中の携帯電話等の使用」と「酒気帯び運転」の厳罰化等の法改正がなされ、対策を講じているところである。

当署では、普段から自転車を利用される方はもちろん、自転車を利用されない方においても、それぞれのライフステージに応じた自転車の正しい交通ル

ルを理解していただくため、あらゆる機会を通じた交通安全講話を実施している。

また、本年9月、警察庁交通局が「自転車ルールブック」をホームページに掲載したことを踏まえ、今後、当署としては、このルールブックを活用した広報活動にも力を入れていきたいと考えている。

(10) 財部町のガス会社、コンビニエンスストアから商業施設に向かって道路を渡ろうとする歩行者をよく見かける。死亡事故も発生した場所でもあり、出来ることなら横断用の旗が設置できればと思うす。

(回答)

道の駅たからべ付近の交通環境にあっては、幹線道路である県道2号線を挟んで、北側にきらら館とコンビニエンスストア、南側に商業施設が建ち並んでいるところ、これら施設の利用客が、横断歩道を利用せずに道路を横断してしまうため危ないという御意見であると思われる。

同所は、いざれかの施設の駐車場に車を止めた利用客が、車を移動せずに徒歩で各施設を転々と買い物をしようとする中で、直近の横断歩道まで若干の距離があることから、県道2号線を横断する歩行者が増えてしまっているのではないかと考えられるところである。

そのような状況の中、沿道の施設に横断用の黄色旗を設置することは、「この旗を掲げさえすれば、横断歩道のない場所であっても道路を横断することに危険性はない。」という誤った考えに至ることもあり得るかと思われる所以、設置の検討は困難ではなかろうかと考えられる。

他方で、御意見のとおり、この場所は都城方向から霧島方向に走行した場合の見通しが悪く、交通事故の発生が散見される場所でもあるので、当署としては、今後ともより一層の広報活動や街頭活動、県道2号線上における交通指導取締りを強化してまいりたいと考えている。

(11) 財部中学校の生徒は自転車での登下校時には朝から反射タスキを着けている。小学生や歩行者にも反射タスキがあればと思う。

(回答)

歩行者や自転車を利用する者が反射タスキをはじめとする反射用品等を着用することは、夜間帯や朝夕の薄暗い時間帯における交通事故の当事者とならないための手段や心掛けとして、大変有効である。

反射材については、管内の量販店や100円ショップ等で販売しているほか、各種交通キャンペーン等でも配付しており、タスキとして着装できる形状のものもあれば、腕章やリストバンドのような形状のもの、靴に貼り付けることができるものなど様々な種類がある。

御要望のとおり、管内の一部の学校では、登下校に自転車を利用する生徒に対して反射タスキの着用を指導している学校があり、大変すばらしい交通安全指導であると感じている。

先に述べたとおり、反射材の着装は、交通事故を未然に防止するために大変有用なものであるので、当署としては、引き続き、管内の学校や事業所、高齢者が集まるグランドゴルフイベント等において、反射材の普及活動を推進し、反射材着装の重要性を丁寧に指導・啓発していきたいと考えている。

4 その他の意見

行方不明者の手配については、FM放送等で住民に知らせているが、市役所から郵便局に対して協力依頼がされることがある。

家族の同意があれば、警察から直接、郵便局に手配して配達員の協力をもらった方が早いのではないか。

備 考	
-----	--